

農林業系汚染廃棄物の焼却処理について

各測定の限度・基準・設定値

空間線量（モニタリングポストの測定値）

焼却施設周辺 限度値 0.23 μ Sv（マイクロシーベルト）/h（時間） 自然界からの放射線量0.04 μ Sv/h+追加放射線量0.19 μ Sv/h	限度値を超えた場合 ⇒焼却及び焼却灰等の搬入を中断し、原因を検証する。
大崎広域大日向クリーンパーク周辺 限度値 0.15 μ Sv（マイクロシーベルト）/h（時間） 大崎広域大日向クリーンパーク周辺協議会との取り決め	

放射性セシウム濃度の基準値・設定値

焼却施設の排ガスの基準値（3か月の平均値） $\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} \leq 1$	基準値を超えた場合 ⇒農林業系汚染廃棄物の焼却に起因するものと認められる場合は焼却を中断し、原因を検証のうえ改善を図る
焼却灰の設定値 1,193Bq/kg以内 一般ごみだけを焼却した状態（393Bq/kg）からの上昇幅が最大で+800Bq/kgまで	設定値を超えた場合 ⇒原因を検証し、農林業系汚染廃棄物の混焼量に反映
最終処分場の放流水などの基準値（3か月の平均値） $\frac{\text{セシウム134の濃度 (Bq/l)}}{60 \text{ (Bq/l)}} + \frac{\text{セシウム137の濃度 (Bq/l)}}{90 \text{ (Bq/l)}} \leq 1$	基準値を超えた場合 ⇒農林業系汚染廃棄物の焼却に起因するものと認められる場合は焼却灰等の搬入を中断し、原因を検証のうえ改善を図る

ベクレル (Bq) 放射能の強さ（放射性物質が放出する放射線の量）を表す単位
マイクロ (μ) 基礎となる単位の100万分の1を表すもの（ミリの1000分の1）
シーベルト (Sv) 放射線が実際に人の体に及ぼす影響の度合いを表す単位
セシウム134・セシウム137 放射線を放出する元素の一つ（放射性物質）

安全対策

- 受け入れる焼却対象の放射性セシウム濃度と量を確認します。
- ごみ搬入者等が農林業系汚染廃棄物に接しないよう焼却対象の保管場所を隔離します。
- 農林業系汚染廃棄物の飛散防止と適正な混焼率を確保するため袋詰めを実施します。
- 測定対象と測定回数を増やします。
- モニタリング等については、法定基準よりも強化した測定回数で実施します。
- 焼却施設バグフィルターの定期点検を年2回の実施とします。
- 最終処分場水処理用活性炭の交換頻度を年2回の実施とします。
- 機器等修繕時には、作業に伴う空間線量の測定と飛散対策を実施します。
- 管理する職員及び作業に従事する職員は個人線量計を携帯し、被ばく量を管理します。
- 作業従事者には放射線健康診断を実施します。
- 農林業系汚染廃棄物の焼却灰等の運搬は、通学時間帯を考慮して行います。